

船舶事故調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年7月18日 20時35分ごろ
発生場所	京浜港横浜第1区の大さん橋ふ頭東北東方沖 横浜北水堤灯台から真方位212°580m付近 (概位 北緯35°27.3′ 東経139°39.3′)
事故の概要	警戒船ブルーライト14号は、漂泊中、また、プレジャーボート ^{ヘブン} Heaven-2は、東進中、両船が衝突した。 ブルーライト14号は、左舷船首部に擦過傷を生じ、また、Heaven-2は、船首部に破口を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月21日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 警戒船 ブルーライト14号、18.37トン 235-13901 神奈川、有限会社丸 B プレジャーボート Heaven-2、5トン未満（長さ6.58m） 232-6726 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 船首部に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A船は、花火大会の警戒作業のため、法定灯火を表示して漂泊し、船長Aが操舵室で、乗組員Aが船尾甲板で見張りを行っていた。 船長Aは、船尾方を航行する船舶を見ていて、船首方から接近するB船に気付かなかった。 船長Bは、花火見物を終えた後、法定灯火を表示して帰航中、GPSプロッターの画面で船首方に防波堤を確認したが、A船に気付かなかった。 B船は、全周灯が操舵室前面の窓の上に設置されており、全周灯の光が前面の窓に反射し、また、前面の窓が波しぶきにより汚れていて、船首方が見えにくい状況であった。
分析	A船は、船長Aが、船尾方を見ていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するB船に気付かなかったものと考えられる。

	<p>B船は、操舵室前面の窓が灯光の反射及び汚れで見えにくい状況下、船長Bが、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船の船長A及びB船の船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。